

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によって、次の肥料の登録は失効した。

平成二十五年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第一一三三号
肥料の種類	炭酸カルシウム肥料
肥料の名称	炭酸カルシウム肥料
保分量（%）	アルカリ分五四・〇
その他規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は住所	竹原化学工業株式会社 広島県石市兵庫一丁目九番七号
失効年月日	平成二十三年三月三日